（前のページより続き）

○長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**九州地方整備局**四三）　八六二

○長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**同**四四）　八六三

○道路に関する件（**同**四五～五九）　八六三

○道路に関する件（**北海道開発局**二六～三〇）　八六五

○北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**同**三一）　八六六

○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**一一）　八六七

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一〇）　八六七

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　八六八

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同一二）　八六九

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同一三）　八七〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一四）　八七一

令和八年度塩需給見通しの公表について（財務省）　八七二

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示（国土交通省）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八七三

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八七三

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八七三

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八七四

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　八七四

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八七五

北海道開発局公示（北海道開発局）　八七六

登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局）　八七六

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一）　八七六

基本測量関係事項公告（国土交通省）　八七七

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　八七八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年一月分）（財務省）　八六九

本号で公布された法令のあらまし

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第八十号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定する。（別表第二関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）